

静岡県告示第506号

私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

令和7年7月4日

静岡県知事 鈴木 康 友

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

附 則

この告示は、令和7年度に係る書類の提出から適用する。